

四半期報告書

(第130期第3四半期)

株式会社群馬銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【四半期会計期間】	第130期第3四半期(自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
【会社名】	株式会社 群馬銀行
【英訳名】	The Gunma Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 齋藤 一雄
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市元総社町194番地
【電話番号】	(027)252-1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 金井 祐二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目3番21号 株式会社群馬銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3271-1801(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 足立 守男
【縦覧に供する場所】	株式会社群馬銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目3番21号) 株式会社群馬銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1) 株式会社群馬銀行 宇都宮支店 (栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号) 株式会社群馬銀行 大阪支店 (大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため四半期報告書を縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成25年度第3 四半期 連結累計期間	平成26年度第3 四半期 連結累計期間	平成25年度
		(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
経常収益	百万円	99,647	97,838	130,555
うち信託報酬	百万円	—	—	—
経常利益	百万円	29,080	30,158	35,755
四半期純利益	百万円	17,371	20,172	—
当期純利益	百万円	—	—	19,894
四半期包括利益	百万円	39,992	59,084	—
包括利益	百万円	—	—	33,463
純資産額	百万円	479,605	510,729	467,798
総資産額	百万円	7,126,648	7,486,408	7,141,671
1株当たり四半期純利益金額	円	37.13	43.69	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	42.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	37.10	43.64	—
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	42.53
自己資本比率	%	6.61	6.70	6.43
信託財産額	百万円	—	—	—

		平成25年度第3 四半期 連結会計期間	平成26年度第3 四半期 連結会計期間
		(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)	(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	円	10.90	13.34

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末新株予約権－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部合計で除して算出しております。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は提出会社1社のみであります。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、総資産は期中3,447億円増加し7兆4,864億円となり、負債は期中3,018億円増加し6兆9,756億円となりました。純資産は期中429億円増加し5,107億円となりました。

主要勘定につきましては、貸出金は、中小企業貸出と個人貸出を合わせたリテール貸出の増加を主因に期中1,923億円増加し4兆7,447億円となりました。有価証券は、金利水準など市場動向を注視しつつ適切な運用に努めた結果、期中1,011億円増加し2兆3,272億円となりました。譲渡性預金を含む預金等は、主に個人預金が増加したことから期中1,493億円増加し6兆2,413億円となりました。

連結グループの中心である群馬銀行の単体の損益状況は次のとおりとなりました。

本業の収益力を表すコア業務粗利益は、低金利継続による減益要因があったものの、リテール貸出や預り金融資産の増強ならびに国際部門利益の増加などから前年同期比5億98百万円増加し702億6百万円となりました。一方、経費は前年同期比1億29百万円増加し444億68百万円となりました。

これらの結果、コア業務純益は前年同期比4億68百万円増加し257億38百万円となりました。

有価証券関係等損益は、株式等売却益を計上した前年同期と比較し33億53百万円減少し1億72百万円となりました。与信費用は、取引先の業況改善などから前年同期比39億24百万円減少し1億38百万円となりました。

これらを主な要因として、経常利益は前年同期比8億93百万円増加し275億24百万円となりました。また、四半期純利益は、取引先再生支援による繰延税金資産取崩額の減少や復興特別法人税の廃止などの税負担減（前年同期比△17億49百万円）もあり、前年同期比26億58百万円増加し192億1百万円となりました。

連結ベースの損益状況は、単体とほぼ同様の理由により、経常利益は前年同期比10億78百万円増加し301億58百万円となりました。また、四半期純利益は前年同期比28億円増加し201億72百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりとなりました。

「銀行業」の経常収益は前年同期比21億49百万円減少し818億81百万円、セグメント利益は前年同期比9億32百万円増加し275億84百万円となりました。

「リース業」の経常収益は前年同期比1億82百万円増加し149億33百万円、セグメント利益は前年同期比2億26百万円増加し8億62百万円となりました。

なお、報告セグメントに含まれない「その他」の経常収益は前年同期比55百万円増加し24億90百万円、セグメント利益は前年同期比80百万円減少し17億24百万円となりました。

①国内・海外別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支は、前年同期比1億78百万円減少し624億86百万円となりました。また、役務取引等収支は、前年同期比6億86百万円増加し90億11百万円となりました。

なお、各収支合計は、国内が前年同期比9億30百万円増加し735億円、海外が前年同期比67百万円増加し5億98百万円、国内及び海外の合計(相殺消去後)が前年同期比9億98百万円増加し740億98百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	62,126	537	—	62,664
	当第3四半期連結累計期間	61,884	601	—	62,486
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	64,488	760	△57	65,191
	当第3四半期連結累計期間	64,416	836	△76	65,176
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	2,361	223	△57	2,527
	当第3四半期連結累計期間	2,531	235	△76	2,690
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	8,331	△6	—	8,324
	当第3四半期連結累計期間	9,019	△7	—	9,011
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	12,865	0	—	12,865
	当第3四半期連結累計期間	13,965	1	—	13,966
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,534	7	—	4,541
	当第3四半期連結累計期間	4,946	9	—	4,955
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	2,110	0	—	2,111
	当第3四半期連結累計期間	2,596	5	—	2,601
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	15,269	0	—	15,270
	当第3四半期連結累計期間	16,155	5	—	16,160
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	13,158	0	—	13,158
	当第3四半期連結累計期間	13,558	—	—	13,558

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第3四半期連結累計期間1百万円、当第3四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。

3 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

②国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年同期比11億円増加し139億66百万円となりました。その内訳を種類別にみますと、主なものは預金・貸出業務43億94百万円、為替業務36億47百万円及び投資信託取扱業務23億28百万円であります。

役務取引等費用は、前年同期比4億14百万円増加し49億55百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前年同期比6億86百万円増加し90億11百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	12,865	0	—	12,865
	当第3四半期連結累計期間	13,965	1	—	13,966
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	3,931	—	—	3,931
	当第3四半期連結累計期間	4,394	—	—	4,394
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	3,526	0	—	3,526
	当第3四半期連結累計期間	3,645	1	—	3,647
うち投資信託取扱業務	前第3四半期連結累計期間	2,001	—	—	2,001
	当第3四半期連結累計期間	2,328	—	—	2,328
うち保険代理店業務	前第3四半期連結累計期間	956	—	—	956
	当第3四半期連結累計期間	1,098	—	—	1,098
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	390	—	—	390
	当第3四半期連結累計期間	365	—	—	365
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	215	—	—	215
	当第3四半期連結累計期間	233	—	—	233
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	85	—	—	85
	当第3四半期連結累計期間	116	—	—	116
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	93	—	—	93
	当第3四半期連結累計期間	91	—	—	91
うち信託関連業務	前第3四半期連結累計期間	21	—	—	21
	当第3四半期連結累計期間	22	—	—	22
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	4,534	7	—	4,541
	当第3四半期連結累計期間	4,946	9	—	4,955
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	606	0	—	606
	当第3四半期連結累計期間	612	0	—	613

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

③国内・海外別預金残高の状況

○預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	5,878,024	45,775	△4,971	5,918,828
	当第3四半期連結会計期間	6,004,190	50,513	△5,694	6,049,009
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	3,584,842	33	—	3,584,876
	当第3四半期連結会計期間	3,754,142	75	—	3,754,218
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	2,211,823	45,742	△4,971	2,252,593
	当第3四半期連結会計期間	2,154,680	50,437	△5,694	2,199,423
うちその他	前第3四半期連結会計期間	81,358	—	—	81,358
	当第3四半期連結会計期間	95,367	—	—	95,367
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	147,465	—	—	147,465
	当第3四半期連結会計期間	192,334	—	—	192,334
総合計	前第3四半期連結会計期間	6,025,489	45,775	△4,971	6,066,293
	当第3四半期連結会計期間	6,196,525	50,513	△5,694	6,241,343

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。
2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3 定期性預金＝定期預金＋定期積金
4 相殺消去額は、「国内」と「海外」との内部取引額を相殺消去した金額であります。

④国内・海外別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	4,447,221	100.00	4,681,876	100.00
製造業	758,040	17.05	746,664	15.95
農業、林業	5,740	0.13	6,891	0.15
漁業	5,754	0.13	3,610	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	3,309	0.07	3,595	0.08
建設業	165,112	3.71	167,508	3.58
電気・ガス・熱供給・水道業	26,093	0.59	30,357	0.65
情報通信業	29,595	0.67	30,375	0.65
運輸業、郵便業	146,676	3.30	150,617	3.22
卸売業、小売業	446,717	10.04	461,307	9.85
金融業、保険業	177,571	3.99	192,598	4.11
不動産業、物品賃貸業	419,755	9.44	460,131	9.83
医療・福祉	201,421	4.53	218,902	4.67
その他サービス業	186,864	4.20	195,919	4.18
地方公共団体	117,154	2.63	106,186	2.27
その他	1,757,410	39.52	1,907,203	40.73
海外及び特別国際金融取引勘定分	51,185	100.00	62,892	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	51,185	100.00	62,892	100.00
合計	4,498,407	——	4,744,769	——

- (注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。
「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は提出会社1社です。
なお、前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末においては、信託財産額はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりませんので、キャッシュ・フローの状況の分析は記載しておりません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題、研究開発活動

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題ははありません。

研究開発活動については該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,351,500,000
計	1,351,500,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	470,888,177	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であります。
計	470,888,177	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第3四半期会計期間において、新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権付社債の内容は、次のとおりであります。

2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（平成26年10月14日発行）	
決議年月日	平成26年9月25日
新株予約権の数	2,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,674,846株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	6.52米ドル（注）2
新株予約権の行使期間	平成26年10月29日～平成31年9月27日（注）3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

(注) 1 本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当行普通株式(単元株式数1,000株)とし、その行使により当行が当行普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建とし、当初転換価額は、6.52米ドルとする。転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当行が当行普通株式の時価を下回る払込金額で当行普通株式を発行し又は当行の保有する当行普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当行の発行済普通株式(当行が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当行普通株式の分割又は併合、当行普通株式の時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3 (1) 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、税制変更による繰上償還において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(2) 当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却

される時まで、また(3)本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、平成31年9月27日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合には、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - 5 (1)各本新株予約権の一部行使はできない。
(2)平成31年7月12日(同日を除く。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日に終了する20連続取引日において、当行普通株式の終値をそれぞれの取引日における為替レートにより米ドルに換算し0.1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(0.1セント未満を四捨五入)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、平成31年7月1日に開始する四半期に関しては、平成31年7月11日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。
 - 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
 - 7 (1)組織再編等が生じた場合、当行は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、①その時点で適用のある法律上実行可能であり、②そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、③当行又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当行がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当行は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当行の努力義務は、当行が受託会社に対して承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当行は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当行の義務を引き受ける会社をいう。
(2)上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。
 - ①新株予約権の数
当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2(2)と同様の調整に服する。
(i)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当行普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
(ii)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - ⑥その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注)5(2)と同様の制限を受ける。
 - ⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を本新株予約権付社債の要項の定めに従い取得することができる。
 - ⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑨組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
 - ⑩その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。
- (3)当行は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当行の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年12月31日	—	470,888	—	48,652	—	29,114

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,325,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 466,710,000	466,710	同上
単元未満株式	普通株式 2,853,177	—	同上
発行済株式総数	470,888,177	—	—
総株主の議決権	—	466,710	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「従業員持株会専用信託」所有の株式4,385千株（議決権の数4,385個）及び株式会社証券保管振替機構名義の株式が8千株（議決権の数8個）含まれております。
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式398株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社群馬銀行	群馬県前橋市元総社町 194番地	1,325,000	—	1,325,000	0.28
計	—	1,325,000	—	1,325,000	0.28

(注) 上記のほか、中間財務諸表において自己株式と認識している当行株式が4,385千株あります。これは、「従業員持株会専用信託」の導入に伴い、当中間会計期間末において「野村信託銀行株式会社（従業員持株会専用信託口）」（以下「信託口」という。）が所有している当行株式であり、当行と信託口は一体であると認識し、信託口が所有する当行株式を自己株式として計上することによるものです。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成26年4月1日 至平成26年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
現金預け金	125,098	145,065
コールローン及び買入手形	93,730	127,324
債券貸借取引支払保証金	-	76
買入金銭債権	16,393	14,572
商品有価証券	2,749	1,657
金銭の信託	5,000	5,000
有価証券	※2 2,226,096	※2 2,327,288
貸出金	※1 4,552,403	※1 4,744,769
外国為替	4,084	3,577
リース債権及びリース投資資産	39,389	40,912
その他資産	27,749	28,903
有形固定資産	66,867	67,353
無形固定資産	9,322	9,023
退職給付に係る資産	6,805	-
繰延税金資産	2,014	1,799
支払承諾見返	15,961	16,078
貸倒引当金	△51,996	△46,993
資産の部合計	7,141,671	7,486,408
負債の部		
預金	5,977,780	6,049,009
譲渡性預金	114,248	192,334
コールマネー及び売渡手形	60,493	101,250
債券貸借取引受入担保金	224,745	283,676
借入金	180,118	187,751
外国為替	254	288
新株予約権付社債	-	24,110
その他負債	50,513	50,088
役員賞与引当金	58	42
退職給付に係る負債	2,515	4,950
役員退職慰労引当金	709	665
睡眠預金払戻損失引当金	1,030	1,141
ポイント引当金	140	150
偶発損失引当金	1,196	1,147
繰延税金負債	34,648	53,537
再評価に係る繰延税金負債	9,457	9,457
支払承諾	15,961	16,078
負債の部合計	6,673,872	6,975,679

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,140	29,140
利益剰余金	289,102	297,064
自己株式	△5,312	△9,319
株主資本合計	361,583	365,538
その他有価証券評価差額金	88,916	126,566
繰延ヘッジ損益	△70	△60
土地再評価差額金	13,130	13,130
為替換算調整勘定	△126	31
退職給付に係る調整累計額	△4,061	△3,751
その他の包括利益累計額合計	97,789	135,916
新株予約権	243	316
少数株主持分	8,183	8,957
純資産の部合計	467,798	510,729
負債及び純資産の部合計	7,141,671	7,486,408

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
経常収益	99,647	97,838
資金運用収益	65,191	65,176
(うち貸出金利息)	46,015	45,028
(うち有価証券利息配当金)	18,360	19,230
役務取引等収益	12,865	13,966
その他業務収益	15,270	16,160
その他経常収益	※1 6,319	※1 2,534
経常費用	70,567	67,679
資金調達費用	2,528	2,691
(うち預金利息)	1,675	1,625
役務取引等費用	4,541	4,955
その他業務費用	13,158	13,558
営業経費	44,885	45,054
その他経常費用	※2 5,453	※2 1,418
経常利益	29,080	30,158
特別利益	8	-
固定資産処分益	8	-
特別損失	134	110
固定資産処分損	84	101
減損損失	49	9
税金等調整前四半期純利益	28,953	30,047
法人税、住民税及び事業税	8,958	7,381
法人税等調整額	1,962	1,728
法人税等合計	10,920	9,110
少数株主損益調整前四半期純利益	18,033	20,937
少数株主利益	662	765
四半期純利益	17,371	20,172

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	18,033	20,937
その他の包括利益	21,959	38,147
その他有価証券評価差額金	21,516	37,557
繰延ヘッジ損益	△13	9
為替換算調整勘定	433	157
退職給付に係る調整額	-	310
持分法適用会社に対する持分相当額	22	112
四半期包括利益	39,992	59,084
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	39,329	58,299
少数株主に係る四半期包括利益	663	784

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り(イールドカーブ直接アプローチ)」へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が83億50百万円減少し、退職給付に係る負債が4億31百万円増加し、利益剰余金が56億72百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ3億42百万円増加しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

1 取引の概要

当行は、平成25年2月8日開催の取締役会決議に基づいて「従業員持株会専用信託」(以下「ESOP信託」という。)を導入しました。これは創立80周年記念に伴う従業員の福利厚生の充実を目的とするものです。

本制度は、持株会に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ制度です。本制度では、当行が信託銀行にESOP信託を設定し、ESOP信託は、その設定後4年8か月にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を予め市場より取得します。その後は、ESOP信託から持株会に対して継続的に当行株式の売却が行われるとともに、株式売却終了時点でESOP信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当行は、ESOP信託が当行株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当行株価の下落によりESOP信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点においてESOP信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当行が当該残債を弁済することになります。

2 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成25年12月25日)を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

3 信託が保有する当行株式に関する事項

(1) 信託における帳簿価額(末残)

前連結会計年度	2,446百万円
当第3四半期連結会計期間	2,071百万円

(2) 信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しております。

(3) 期末株式数及び期中平均株式数

期末株式数	前第3四半期連結会計期間	5,140千株
	当第3四半期連結会計期間	4,152千株
期中平均株式数	前第3四半期連結累計期間	5,511千株
	当第3四半期連結累計期間	4,527千株

なお、期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
破綻先債権額	10,639百万円	9,531百万円
延滞債権額	69,170百万円	61,028百万円
3ヵ月以上延滞債権額	1,772百万円	692百万円
貸出条件緩和債権額	36,669百万円	43,000百万円
合計額	118,252百万円	114,253百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※2 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
	16,027百万円	21,111百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
貸倒引当金戻入益	一百万円	89百万円
償却債権取立益	49百万円	17百万円

※2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
貸出金償却	9百万円	139百万円
貸倒引当金繰入額	3,114百万円	一百万円
株式等償却	273百万円	22百万円
株式等売却損	39百万円	14百万円
貸出債権売却損	401百万円	143百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	4,107百万円	3,989百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通 株式	3,077	6.5	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金
平成25年11月8日 取締役会	普通 株式	2,130	4.5	平成25年9月30日	平成25年12月6日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金(平成25年6月25日定時株主総会32百万円、平成25年11月8日取締役会24百万円)を含めております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月25日 定時株主総会	普通 株式	2,347	5.0	平成26年3月31日	平成26年6月26日	利益剰余金
平成26年11月7日 取締役会	普通 株式	2,113	4.5	平成26年9月30日	平成26年12月5日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、ESOP信託に対する配当金(平成26年6月25日定時株主総会24百万円、平成26年11月7日取締役会19百万円)を含めております。

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	83,765	14,241	98,007	1,640	99,647
セグメント間の内部経常収益	265	509	774	794	1,568
計	84,030	14,750	98,781	2,434	101,216
セグメント利益	26,651	636	27,288	1,804	29,093

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品の輸送業務、現金自動設備の保守業務及び保証業務等を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	27,288
「その他」の区分の利益	1,804
セグメント間取引消去	△12
四半期連結損益計算書の経常利益	29,080

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業用店舗等(建物)2ヶ所の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、49百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	81,614	14,574	96,189	1,649	97,838
セグメント間の内部経常収益	266	358	625	840	1,466
計	81,881	14,933	96,814	2,490	99,304
セグメント利益	27,584	862	28,446	1,724	30,171

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務、現金自動設備の保守等業務及び保証業務を含んでおります。

2 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	28,446
「その他」の区分の利益	1,724
セグメント間取引消去	△13
四半期連結損益計算書の経常利益	30,158

3 報告セグメントの変更等に関する事項

(会計方針の変更)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務期間に対応する「単一年数の利回り」から、退職給付の支払見込期間ごとに設定する「複数の利回り(イールドカーブ直接アプローチ)」へ変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の「銀行業」のセグメント利益は3億42百万円増加しております。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

銀行業セグメントにおいて、営業用店舗等(建物)4ヶ所及び営業用店舗等(土地)1ヶ所の帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては、9百万円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

※1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※3 時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	20,813	20,834	20
地方債	42,913	43,262	348
社債	1,139	1,151	12
その他	9,370	9,453	82
外国債券	2,723	2,805	81
その他	6,647	6,648	0
合計	74,237	74,702	464

当第3四半期連結会計期間(平成26年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	19,511	19,555	43
地方債	483	488	4
社債	1,369	1,384	15
その他	8,903	9,026	123
外国債券	2,938	3,060	122
その他	5,964	5,965	1
合計	30,267	30,454	187

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日）

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
株式	87,031	162,230	75,199
債券	1,498,967	1,538,581	39,614
国債	719,167	738,081	18,913
地方債	501,563	519,372	17,809
社債	278,236	281,127	2,891
その他	431,077	453,636	22,559
外国債券	335,289	338,850	3,561
その他	95,788	114,785	18,997
合計	2,017,076	2,154,449	137,372

当第3四半期連結会計期間（平成26年12月31日）

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	90,144	202,076	111,932
債券	1,506,137	1,551,096	44,959
国債	683,964	704,446	20,482
地方債	525,998	547,062	21,064
社債	296,174	299,586	3,412
その他	507,076	545,423	38,347
外国債券	408,624	413,546	4,922
その他	98,452	131,877	33,424
合計	2,103,358	2,298,597	195,238

(注) その他有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間（前連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、288百万円（うち、株式256百万円、社債32百万円）であります。

当第3四半期連結累計期間において減損処理は行っておりません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。減損処理は当第3四半期連結会計期間末日（前連結会計年度末日）における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄については全て実施し、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容などにより時価の回復可能性を判断し実施しております。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	70,750	100	144
	金利オプション	—	—	—
	その他	27	—	0
合 計		—	100	144

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成26年12月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	93,655	160	206
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
合 計		—	160	206

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	89,803	124	138
	為替予約	9,540	7	7
	通貨オプション	39,320	—	293
	その他	—	—	—
合計		—	132	439

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

当第3四半期連結会計期間（平成26年12月31日）

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	74,774	122	122
	為替予約	9,633	△112	△112
	通貨オプション	44,563	—	266
	その他	—	—	—
合計		—	10	276

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	37.13	43.69
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	17,371	20,172
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	17,371	20,172
普通株式の期中平均株式数	千株	467,815	461,654
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	37.10	43.64
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	451	619
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(額面総額2億米ドル、新株予約権の数2,000個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

平成26年11月7日開催の取締役会において、第130期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額 2,113百万円

1株当たりの中間配当金 4円50銭

(注) 中間配当金額には、従業員持株会専用信託に対する配当金19百万円を含めております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 2月 3日

株式会社 群馬銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根津昌史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山田修 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社群馬銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社群馬銀行及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

※2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【会社名】	株式会社 群馬銀行
【英訳名】	The Gunma Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取 齋 藤 一 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	群馬県前橋市元総社町194番地
【縦覧に供する場所】	株式会社群馬銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋二丁目3番21号) 株式会社群馬銀行 大宮支店 (埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目1番地1) 株式会社群馬銀行 宇都宮支店 (栃木県宇都宮市大通り二丁目2番1号) 株式会社群馬銀行 大阪支店 (大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため確認書を縦覧に供するものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行代表取締役頭取 齋藤一雄は、当行の第130期第3四半期（自平成26年10月1日 至平成26年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。